

石川県公報

平成 23 年 12 月 16 日 (金曜日)

号 外

(第 81 号)

目 次

公 告
予算の要領の公表

(財 政 課) 1

公 告

予 算 の 要 領 の 公 表

平成23年第5回石川県議会定例会において議決された予算の要領は、次のとおりである。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

平成23年度石川県一般会計補正予算(第3号)

平成23年度の石川県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671,020千円を追加し、歳入歳出それぞれ516,352,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成23年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

第 1 表 平成23年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び 負担金		千円 3,996,898	千円 287,755	千円 4,284,653
	1 分担金	588,252	4,294	592,546
	2 負担金	3,408,646	283,461	3,692,107
9 国庫支出金		54,845,956	1,505,147	56,351,103
	1 国庫負担金	29,388,893	359,027	29,747,920
	2 国庫補助金	24,147,833	1,146,120	25,293,953
12 繰入金		39,688,838	△ 499,276	39,189,562
	2 基金繰入金	38,242,099	△ 499,276	37,742,823
14 諸収入		46,247,563	213,394	46,460,957
	6 雑入	4,300,800	213,394	4,514,194
15 県債		83,328,000	1,164,000	84,492,000
	1 県債	83,328,000	1,164,000	84,492,000
歳入合計		513,681,019	2,671,020	516,352,039

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,251,390	千円 △ 15,928	千円 1,235,462
	1 議会費	1,251,390	△ 15,928	1,235,462
2 総務費		51,918,801	△ 21,867	51,896,934
	1 総務管理費	12,782,793	△ 17,186	12,765,607
	2 徴税費	32,740,624	△ 1,978	32,738,646

	3 市 町 村 振 興 費	3,131,595	△	862	3,130,733
	5 防 災 救 助 費	2,459,678	△	1,100	2,458,578
	6 人 事 委 員 会 費	90,239	△	182	90,057
	7 監 査 委 員 費	204,346	△	559	203,787
3	企 画 県 民 文 化 費	17,457,358	△	4,502	17,452,856
	1 企 画 振 興 費	14,056,266	△	1,864	14,054,402
	2 県 民 文 化 費	3,401,092	△	2,638	3,398,454
4	健 康 福 祉 費	78,640,697		115,611	78,756,308
	1 高 齢 者 福 祉 費	31,253,385		3,085	31,256,470
	2 子 育 て 福 祉 費	10,838,881	△	1,538	10,837,343
	3 障 害 福 祉 費	11,714,446		15,966	11,730,412
	4 地 域 福 祉 費	13,218,747		5,930	13,224,677
	5 健 康 推 進 費	6,016,354		26,724	6,043,078
	6 生 活 衛 生 費	197,431	△	266	197,165
	7 医 薬 看 護 費	5,401,453		65,710	5,467,163
5	環 境 費	3,680,461	△	1,953	3,678,508
	1 環 境 費	3,680,461	△	1,953	3,678,508
6	商 工 観 光 労 働 費	37,713,125	△	5,436	37,707,689
	1 商 工 費	25,556,307	△	2,965	25,553,342
	2 観 光 交 流 費	2,201,896	△	1,101	2,200,795
	3 労 働 費	9,854,605	△	1,162	9,853,443
	4 労 働 委 員 会 費	100,317	△	208	100,109
7	農 林 水 産 業 費	30,752,238		1,026,004	31,778,242
	1 農 業 費	5,106,309	△	6,390	5,099,919

	2 畜 産 業 費	1,979,318	△ 1,821	1,977,497
	3 農 地 費	8,838,140	500,599	9,338,739
	4 林 業 費	12,786,856	308,979	13,095,835
	5 水 産 業 費	2,041,615	224,637	2,266,252
8 土 木 費		60,403,863	1,833,391	62,237,254
	1 土 木 管 理 費	519,494	△ 1,629	517,865
	2 道 路 橋 り ょ う 費	31,031,498	1,045,673	32,077,171
	3 河 川 海 岸 費	13,522,720	363,106	13,885,826
	4 港 湾 費	3,230,928	62,277	3,293,205
	5 都 市 計 画 費	10,162,451	365,002	10,527,453
	6 建 築 住 宅 費	1,936,772	△ 1,038	1,935,734
9 警 察 費		26,285,041	△ 48,253	26,236,788
	1 警 察 管 理 費	24,832,890	△ 48,253	24,784,637
10 教 育 費		104,627,270	△ 237,872	104,389,398
	1 教 育 総 務 費	9,502,849	△ 6,622	9,496,227
	2 小 中 学 校 費	60,048,623	△ 154,690	59,893,933
	3 高 等 学 校 費	25,188,547	△ 59,088	25,129,459
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,901,401	△ 17,472	7,883,929
11 災 害 復 旧 費		3,705,957	31,825	3,737,782
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,268,015	32,124	1,300,139
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,437,942	△ 299	2,437,643
歳 出 合 計		513,681,019	2,671,020	516,352,039

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁 舎 管 理 費		千円	平 成 24 年 度	千円 350,000
能 登 空 港 管 理 運 営 費			平 成 24 年 度	35,000
県 庁 舎 総 合 案 内 費			平 成 24 年 度	9,000
音 楽 堂 管 理 運 営 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	1,165,000
石川四高記念文化交流館運営費			平 成 24 年 度	3,000
美 術 館 運 営 費			平 成 24 年 度	28,000
歴 史 博 物 館 運 営 費			平 成 24 年 度	16,000
女 性 セ ン タ ー 管 理 運 営 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	102,000
母 子 福 祉 セ ン タ ー 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	30,000
青 少 年 総 合 研 修 セ ン タ ー 管 理 運 営 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	184,000
の と 海 洋 ふ れ あ い セ ン タ ー 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	71,000
室 堂 セ ン タ ー、室 堂 く ろ ゆ り 荘、室 堂 こ ざ く ら 荘、室 堂 御 前 荘、室 堂 白 山 荘 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	17,000
南 竜 ケ 馬 場 ビ ジ タ ー セ ン タ ー、 南 竜 ケ 馬 場 ケ ビ ン、南 竜 ケ 馬 場 野 営 場、南 竜 山 荘 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	12,000
市 ノ 瀬 野 営 場 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	8,000
中 宮 温 泉 野 営 場 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	5,000
能 登 千 里 浜 休 暇 村 野 営 場 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	5,000
木 ノ 浦 健 民 休 暇 村 野 営 場 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	10,000
輪 島 エ コ ロ ジ ー キ ャ ン プ 場 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	5,000
白 山 国 立 公 園 セ ン タ ー 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	10,000
石 川 ハ イ テ ク 交 流 セ ン タ ー 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	99,000
産 業 展 示 館 管 理 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	438,000
山 中 漆 器 産 業 技 術 セ ン タ ー 運 営 費			自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	110,000

いしかわ動物園管理運営費			自 至	平成 24 年度 平成 28 年度	1,150,000
ふれあい昆虫館管理運営費			自 至	平成 24 年度 平成 28 年度	542,000
森 林 公 園 管 理 費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	341,000
健 康 の 森 管 理 費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	41,000
県 民 の 森 管 理 費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	63,000
国際交流センター管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	106,000
湖南運動公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	31,000
平成 23 年度道路整備費				平成 24 年度	970,000
平成 23 年度河川整備費				平成 24 年度	40,000
平成23年度土木施設災害復旧費				平成 24 年度	300,000
平成 23 年度港湾管理費				平成 24 年度	90,000
平成23年度港湾災害復旧費				平成 24 年度	60,000
兼 六 園 管 理 費				平成 24 年度	45,000
金 沢 城 公 園 管 理 費				平成 24 年度	27,000
健民海浜公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	141,000
西部緑地公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	113,000
木場潟公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	114,000
粟津公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	22,000
手取公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	43,000
松任海浜公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	47,000
大野湊緑地公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	20,000
能登歴史公園管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	44,000
白山ろくテーマパーク管理費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	95,000
県 営 住 宅 管 理 費			自 至	平成 24 年度 平成 26 年度	929,000

運 転 者 講 習 費			平 成 24 年 度	80,000
運 転 免 許 受 付 費			平 成 24 年 度	19,000
交 通 指 導 取 締 活 動 費			平 成 24 年 度	73,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費			平 成 24 年 度	16,000
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	157,000
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 競 技 場 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	23,000
野 球 場 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	98,000
自 転 車 競 技 場 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	10,000
白 山 一 里 野 シ ャ ン ツ エ 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	4,000
西 部 緑 地 公 園 陸 上 競 技 場 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	130,000
西 部 緑 地 公 園 テ ニ ス コ ー ト 管 理 費			自 至 平 成 24 年 度 平 成 26 年 度	2,000

第 4 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
7 農林水産業費			千円 170,000
	3 農 地 費		170,000
		県 営 ほ 場 整 備 事 業 費	170,000
8 土 木 費			1,294,000
	2 道路橋りょう費		969,000
		国 道 改 築 費	17,000
		地 方 道 改 築 費	75,000
		橋 り ょ う 補 修 費	72,000
		いしかわ広域交流幹線軸 道 路 整 備 事 業 費	5,000
		県水送水管耐震化事業費	800,000
	3 河川海岸費		325,000
広 域 河 川 改 修 費		325,000	
11 災 害 復 旧 費			186,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		186,000
		23年発生土木施設災害復旧費	186,000
合		計	1,650,000

平成23年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）

平成23年度の石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,350千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,135,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成23年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 平成23年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び金 負 担 金		千円 1,909,615	千円 30,450	千円 1,940,065
	1 負 担 金	1,909,615	30,450	1,940,065
2 国庫支出金		500,500	60,900	561,400
	1 国庫補助金	500,500	60,900	561,400
4 県 債		236,000	38,000	274,000
	1 県 債	236,000	38,000	274,000
歳 入 合 計		3,006,417	129,350	3,135,767

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道費 事 業 費		千円 3,006,417	千円 129,350	千円 3,135,767
	1 建 設 費	926,000	129,350	1,055,350
歳 出 合 計		3,006,417	129,350	3,135,767

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成23年度犀川左岸流域下水道事業費		千円	平 成 24 年 度	130,000
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）管理費			自 至 平成24年度 平成26年度	1,197,000
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）管理費			自 至 平成24年度 平成26年度	891,000
犀川左岸流域下水道管理費			自 至 平成24年度 平成26年度	1,494,000
犀川左岸流域下水道汚泥共同処理施設管理費			自 至 平成24年度 平成26年度	304,000

平成23年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

平成23年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ292千円を減額し、歳入歳出それぞれ8,870,749千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成23年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成23年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 7,954,000	千円 △ 292	千円 7,953,708
	1 収益事業収入	7,954,000	△ 292	7,953,708
歳 入 合 計		8,871,041	△ 292	8,870,749

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 8,871,041	千円 △ 292	千円 8,870,749
	1 公営競馬費	8,871,041	△ 292	8,870,749
歳 出 合 計		8,871,041	△ 292	8,870,749

平成23年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

平成23年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	平 成 24 年 度	千円 23,000
金 沢 港 金 石 地 区 船 だ ま り 管 理 費	自 平 成 24 年 度 至 平 成 26 年 度	3,000

平成23年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	15,960,261千円	2,277千円	15,962,538千円
第2項 医業外収益	533,641千円	2,277千円	535,918千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	14,734,296千円	△ 6,183千円	14,728,113千円
第1項 医業費用	14,538,166千円	△ 6,183千円	14,531,983千円

第3条 予算第10条を予算第11条とし、予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「7,221,804千円」を「7,213,721千円」に改め、同条を予算第8条とする。

第5条 予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
業務委託費	平 成 24 年 度	405,000千円

平成23年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 病院事業収益	3,101,861千円		1,089千円	3,102,950千円
第2項 医業外収益	561,271千円		1,089千円	562,360千円
支 出				
科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 病院事業費用	2,933,207千円	△	2,509千円	2,930,698千円
第1項 医業費用	2,828,386千円	△	2,509千円	2,825,877千円

第3条 予算第8条を予算第9条とし、予算第7条を予算第8条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条中「2,028,862千円」を「2,025,453千円」に改め、同条を予算第7条とする。

第5条 予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
業務委託費	平成24年度	66,000千円

平成23年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成23年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,000,000千円	340,000千円	4,340,000千円
(うち債務負担行為額)	—	340,000千円	340,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 水道用水供給事業費用		7,406,027千円	△ 1,416千円	7,404,611千円
第1項 営業費用		6,860,079千円	△ 1,416千円	6,858,663千円

第4条 予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「657,213千円」を「655,797千円」に改め、同条を予算第8条とする。

第6条 予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水施設建設改良事業費	平成24年度	340,000千円